

資料
(資産運用業関係)

令和5年10月4日

金融庁

1. 資産運用業の改革

- 成長と分配の好循環を実現していく上で、機関投資家として家計金融資産等の運用を担う資産運用業に期待される役割は大きい。一方で、運用力やガバナンス等の課題も指摘されている。
- 資産運用業の改革に向け、以下などの取組について検討していく。

(取組項目)

資産運用力の向上や
ガバナンス改善・体制強化

運用対象の多様化

スチュワードシップ活動の
実質化

(考えられる施策案の例)

① 大手金融グループによる資産運用業の運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表について検討

※ グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ、専門性の向上や運用人材の確保等の観点を含む。

※ ② スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化を含め、運用対象の多様化を推進するために必要な環境整備について検討

※ ③ PBR等の評価も踏まえた収益性・成長性や人的資本を含むサステナビリティを意識した経営と開示の促進について検討

※ ④ 資産運用業と企業との対話の促進等のための大量保有報告制度・公開買付制度の見直しについて検討

※ ②③④に係る制度面等の詳細については、金融審議会のタスクフォース等において、早急に検討を進める。

2. 資産運用業への国内外からの新規参入と競争の促進

- 我が国の資産運用会社数の近年の推移を見ると、その数は殆ど変わっておらず、新規参入は限定的。
- 新規参入と競争の促進に向け、以下などの取組について検討していく。

(取組項目)

日本独自のビジネス慣行や
参入障壁の是正

(考えられる施策案の例)

① 投資信託の基準価額に関する**二重計算の是正**や**システムベンダー間の不十分な競争の是正**について検討

※ 資産運用会社と信託銀行がそれぞれ投信の基準価額を計算し、毎日照合するという日本独自の慣習が存在。欧米では、信託銀行や専門業者が担うケースが多い。
また、投信の委託会社（資産運用会社）と販売会社を繋ぐネットワークインフラである「公販ネットワーク」は、少数のシステムベンダーによって各々の仕様により運営され、互換性欠如から情報交換に手作業や複数端末が必要な場合がある。

新規参入支援の拡充等

※ ② **バックオフィス業務のアウトソーシングをより円滑にする規制緩和**について検討

※ ③ **新興運用業者にとって課題である運用資金獲得を支援するためのプログラム**（日本版EMP: Emerging Manager Program）について検討

④ （英語のみで行政対応が完結するよう規制改革し、ビジネス環境や生活環境を重点的に整備する）**資産運用特区**について検討

⑤ **拠点開設サポートオフィス**や**金融創業支援ネットワーク事業**の拡充について検討

※ ②③に係る制度面等の詳細については、金融審議会のタスクフォースにおいて、早急に検討を進める。

3. その他の取組

○ そのほか、以下の取組について検討していく。

(取組項目)

対外情報発信・
コミュニケーション

家計における資産形成の促進

(考えられる施策案の例)

① 世界の投資家のニーズに沿った改革を進めるための**日米を基軸とした資産運用フォーラム**の立ち上げについて検討

※ ② (資産所得倍増プランの実施のほか)NISAの拡充を踏まえ、積立投資の促進に資する取組について検討。

※ ②に係る制度面等の詳細については、金融審議会のタスクフォースにおいて、早急に検討を進める。